## 随意契約(相手方指定)調書

件 名	令和5年度BPRコンサルティング業務委託 №.5200388
工(納)期	令和 6年 3月31日
契約締結日	令和 5年 5月29日
契約金額	4,994,000円(消費税込み)

契約相手方	富士通Japan株式会社 東京エリア本部
	(法人番号:5010001006767)
	別紙に記載のとおり。
相手方指定理由	
/# <u>;</u> #.	
備考	

契約審査委員会資料			
経理課契約係	R5. 4. 26		

## 業者選定理由書

件名	令和5年度BPRコンサルティング業務委託
指名業者(案)	名 称 富士通Japan株式会社 東京エリア本部 所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号 代表者 東京第一統括ビジネス部長 加藤 俊洋
特命理由	本件は、コンサルティング事業者に対し、BPR手法を活用した業務改善支援について委託を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。  経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、令和2年度に実施した本件においてプロポーザル方式により選定された事業者である。主管課による履行評価においても、的確なヒアリングを通じて区の意向を踏まえた効果的な業務改善の提案が行われたことから昨年度も9割以上の得点率を得ており、履行状況は良好である。 ② 上記業者は、令和2年度より本業務を受託しており、上記業者が引き続き受託することで、区のBPRの経緯を踏まえた上で、対象課のシステムとの連携を含む改善策の提案等、一体的かつ効果的な業務履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)